

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 令和3年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：令和3年12月21日（火）15時00分～16時42分

■場 所：大館市役所本庁舎4階 会議室402

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）  
齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）  
熊谷 克史 （弁護士）  
佐藤 雄幸 （学識経験者）  
名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）  
阿部 稔 （内部委員／大館市総務部長）

### ■ はじめに（略）

### ■ 委員長の互選等

事務局： 議事に入る前に、要綱第4条第1項の規定により委員長を互選していただきます。委員長の互選にあたっては、委員長の職務代行として議事進行を名村委員にお願いしてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

委員長（職務代行者）： 暫時、委員長の職務を代行いたします。委員長の互選にあたり、どのように取り計らえばよろしいでしょうか。

（佐藤英夫委員を推薦する者あり）

委員長（職務代行者）： 佐藤英夫委員を推薦する声がありましたが、佐藤英夫委員に委員長をお願いしてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

委員長（職務代行者）： 委員長は佐藤英夫委員に決定します。これをもちまして、委員長の職務代行を終了いたします。

事務局： 続いて、委員長から要綱第4条第3項の規定による委員長代理の指名、要綱第6条の規定による抽出委員の指名をしていただきます。

委員長： ただいま、委員長に選任された佐藤です。議事進行などのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、先ほど事務局より説明がありました委員長代理の指名及び抽出委員の指名をいたします。委員長代理には、副市長の名村伸一委員を指名いたします。抽出委員は佐藤雄幸委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議等なし）

委員長： 委員長代理は名村伸一委員に、抽出委員は佐藤雄幸委員に決定します。

## 1. 開会

委員長： それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の委員が出席し過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

## 2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

(異議等なし)

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容についてはホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

## 3. 審査

### ① 入札・契約の運用状況について

委員長： それでは、これから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： お手元の資料1、1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和3年度上半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては「建設工事」、「測量及び建設コンサルタント等業務」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

さらに、この4分類を入札方式別に区分しております。平成30年度から「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では条件付き一般競争入札、公募型指名競争入札、通常指名競争入札、随意契約の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では条件付き一般競争入札を除く3方式に分類しております。随意契約については250万円を超える契約のみを掲載し、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については普通契約と分けて記載しております。

資料1の2ページ欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和3年度上半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は11回執行され、件数は129件で、契約金額は20億7,526万円となりました。公募型指名競争入札は総合病院分2件のみで、契約金額は1,089万円となっております。随意契約は総合病院分も含め18件、1億1,769万円で、前年度に比べ件数・契約額とも増加しております。

建設工事全体では、前年度に比べ件数で8件増加の149件となりましたが、契約金額では3億8,383万円減少し22億385万円となりました。発注件数が増加しても契約金額が減少した主な要因としては、前年同時期と比較し、旧本庁舎解体工事や小・中学校エアコン用電源引込工事が増加した一方、施設の改修や耐震に係る工事など比較的契約金額の大きい発注案件が減少したことによるものであります。

落札率は、前年同期比2.3ポイント減少し95.4%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数が11件減少の49件、契約金額でも4,588万円減少し2億9,996万円となりました。これは、前年同時期と比較し、陣場地区の地すべり対策に係る調査業務や新斎場用地などの測量業務の発注が増加した一方、建物の改修等、土木・建築の両コンサルタント業務に係る発注が減少したことによるものであります。

落札率は、1.6ポイント増加し89.7%となっております。

- 次の物品調達であります。発注件数が前年同期比で20件減少の108件、契約金額も2億4,842万円減少し4億9,830万円となっております。前年同時期に、新庁舎用の備品購入の発注案件があったことが、本年度大きく減少した要因となっております。

落札率については、普通契約で1.3ポイント増加し96.7%、単価契約では3.4ポイント増加し90.1%となっております。

- 役務提供については、発注件数が41件増加の301件、契約金額では4億8,864万円増加し33億7,715万円となっております。増加した主な要因は、新型コロナワクチン集団接種や、コロナ禍における経済対策に係る業務、長期契約となる各施設の機械警備業務や電気工作物保安管理業務の発注があったことによるものです。

落札率については、普通契約で0.6ポイント増加し97.8%、単価契約では9.9ポイント増加の97.8%となっております。

- 以上、令和3年度上半期の総件数は607件で、前年同期比18件の増加となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は63億7,928万円で、1億8,948万円の減少となりました。なお、総トータルの落札率については、普通契約で96.5%、前年同期比0.1ポイント減少、単価契約では93.5%と、6.1ポイント増加しております。

令和3年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況」の報告について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 資料2に関連した質問をします。「森林筆界想定図作成業務」ですが、どのようなものを作成するのでしょうか。

事務局： 森林経営管理制度、具体的に申し上げますと、放置されたままの個人所有の森林などを、森林所有者が市町村に経営管理を委託し、市町村自らが管理する、もしくは市町村が林業経営者に再委託することによって、森林の適正な経営管理を進めようとする制度であります。その制度の各種事業を円滑に進めていくため、国土調査が入っていない箇所のうち3,350haの森林において、現況所有者境界を推定した森林筆界想定図を作成するものであります。県が全県規模で行った航空測量のデータを活用し、公図や森林計画図等との整合性を図りながら作成することにしております。

※内部委員からの補足説明あり

委員B： 建設工事の契約状況で、大型事業の減少に伴い契約額も減少したという説明がありましたが、今後、大型事業はどのように推移していくのでしょうか。

内部委員： 概要となりますが、市庁舎建設事業は躯体の工事が終了し、2期工事として令和6年までかかり外構工事を行う予定であります。また、御成町南地区土地区画整理事業は住宅の移転が完了、大館駅前周辺整備は動き出しており、下水道整備はアクションプランによって集約を図りながら進めております。さらに、インランド・デポ設置に向けた構想が練られておりますが、それが進展していくと、道路・鉄路を含めた物流に関する大規模な事業が進められていくものと考えています。

委員A： 「獅子ヶ森橋（JR跨線橋）ほか橋梁点検業務」では、どのような点検が行われているのでしょうか。

事務局： 橋梁は5年に1度、点検することが義務付けられております。今回の案件は、JR跨線橋である「獅子ヶ森橋」と「獅子ヶ森歩道橋」のひびわれや劣化状況などを調べる定期点検を行うものであります。JR跨線橋であることから、見張り員を配置しなければならないなど、通常の橋梁点検より業務自体が特殊で、専門的要素が求められております。そのため、業務を遂行できる業者は限られており、県と県内の市町村で立ち上げた組織である「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」に業務を委託しております。

委員B： 条件付き一般競争入札において、入札参加業者数が1者という案件もありますが、考えられる理由は何かあるのでしょうか。

事務局： 以前、工事現場において、配置できる技術職員が不足しているという話を聞いたことがあります。そのため、一旦公共工事等を請け負うと、その工事で手一杯となり、ほかの入札案件に参加できなくなるという業者もいるようであります。

委員A： 灯油の購入で単価契約を締結しているが、市場価格の変動に伴う対応をどのようにしているのでしょうか。

事務局： 単価契約を締結する際に、市場価格が変動したときには両者協議の上、単価を変更できるという条項を設けております。よって、市場価格が高騰してくれば、納入業者から協議が持ち上がる場合がありますが、値上げ額が各種データによる検証をもって妥当であると判断した場合には変更契約を結んでおります。また、その逆もありきで、市場価格が低落している場合には市の方から協議を持ちかけ、変更契約を結ぶ場合もあります。

委員A： 関連して、建築資材も高騰してきているので、適切に対応していただきたい。

委員D： 灯油の単価契約において、市場価格が変動すれば協議により変更契約を締結するという話を伺いましたが、単価協議が整わない場合はどうなるのでしょうか。

事務局： 近年の状況において、協議が整わなかったという事例はありません。一般小売価格の上げ幅、もしくは下げ幅と同じ割合で変更しており、両者の言い分がかけ離れることはほぼない状況であります。

委員C： 新型コロナウイルス予防接種にかかる費用（単価）は国で定めているのでしょうか。また、国からの支援はあるのでしょうか。

事務局： 正確な数値に関する資料を持っていないため詳細に回答できませんが、医師、薬剤師、看護師、事務などと、従事する業務によって単価を定め実施していることは確かであります。補助金があるので国の想定内の単価設定であるとは思いますが、国の基準額があるかどうかは定かではありません。

委員A： 物品調達通常指名競争入札において、高額な医療機器を購入している案件が結構ありますが、どのような理由で購入し、この中に新型コロナウイルス感染対策のために購入した機器もあるのでしょうか。

事務局： 購入した医療機器の中には、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として必要なものや、新型コロナウイルス感染症検査機関として必要なものも含まれております。また、それ以外で購入した主な理由としては、機器の老朽化や故障によるものとなっております。

委員A： 「原本保証サーバー式」を購入しているが、これはどのようなものなのでしょうか。

事務局： 総合病院の電子カルテにかかわるものでありますが、システム移行に伴って旧システムから新システムへ移行とならなかったデータがあり、それらを保存し見るためのサーバであります。

委員C： データ移行ができなかった理由は何でしょうか。

事務局： そこまでは把握しておりません。

委員A： 購入費用も高額であるし、このようなことにならないよう配慮が必要である。きちんと検証し、後で報告してほしい。

事務局： システム更新に伴うデータ移行がスムーズにできるよう、システムを構築していかなければならないと考えております。

委員D： このようなことは、この件に限らず、別のシステム移行においても起こり得るかもしれないので、今後、同じようなことが起こらないよう気を付けていただきたい。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

## ② 抽出事案について

委員長： 次の審査事項に移ります。要綱第2条第2号の規程により「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」にあらかじめ委任することができるとなっておりますが、本日は委員改選後初めての委員会であり、先ほど抽出委員が指名されたばかりであります。これらのことから、本日の委員会におきましては、事務局が抽出した案件を委員会として抽出したものとご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

委員長： それでは、要綱の運営要領第3第2項の規定により、抽出案件の説明に先立ち、「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

事務局： 審査に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】及び【測量及び建設コンサルタント等業務】については、平成30年度下半期から電子入札に移行したことにより、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【旧大館市本庁舎ほか解体工事】

市長事務部局が発注した 129 件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務【花岡工業団地拡張地測量業務】

市長事務部局が発注した 41 件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 物品調達 【消防ポンプ自動車（CD-I型水槽付き）】

市長事務部局が発注した普通契約 37 件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 役務提供 【大館市西地区学校給食センター給食調理配送業務】

市長事務部局が発注した普通契約 97 件の中から、長期契約で予定価格の最も高い案件を選んでおります。

◎ 随意契約

① 役務提供 【新型コロナワクチン集団接種の実施に伴う会場設営業務】

市長事務部局が発注した案件のうち、役務提供の案件を選んでおります。

委員長： 抽出結果について皆様の確認をお願いいたします。

(異議等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料 3 により説明いたします。

■ 最初に、条件付き一般競争入札で発注した「旧大館市本庁舎ほか解体工事」であります。旧本庁舎ほか、敷地内の建物や工作物、各種設備などの解体や撤去を行う工事であります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において「建築一式A級」及び「解体」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、専任の監理技術者として「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」もしくは「同等以上の者」を配置できることなどを条件としております。この入札には4者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1者が辞退、1者が最低制限価格を下回ったため失格、残る2者から落札者1者を決定しております。落札率は91.9%となっております。

■ 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「花岡工業団地拡張地測量業務」であります。位置は花岡公民館の近辺となりますが、拡張予定地 45,000 m<sup>2</sup>の用地測量と地形測量を行い、平面図及び縦横断面図を作成するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において「測量業務」のうち「測量一般」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有していること、配置予定技術者として「測量法に規定する測量士」を配置できることなどを条件としております。この入札には6者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定

しております。落札率は96.6%となっております。

- 続いて、物品調達からは公募型指名競争入札で発注した「**消防ポンプ自動車（CD-I型水槽付き）**」であります。老朽化した水槽付き消防ポンプ車1台を更新するものであります。入札参加資格としては、市の物品調達業者名簿に登録されていて「消防器具・保安標識」を取り扱い品目として登録していること、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどを条件としております。この条件で公募したところ、3者が参加申し込みをし、同じく3者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は98.6%となっております。
  
- 続いて、役務提供からは「**大館市西地区学校給食センター給食調理配送業務**」であります。西地区学校給食センターの業務、具体的には川口小学校や南小学校など西地区の小中学校4校分の給食調理及び配送に係る業務について、5年間の長期契約で委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において役務提供の「給食調理配送等」に登録していること、「市内に本社又は支店等の営業所」を有していること、同等の業務を元請として実施した経験を有すること、調理業務に関する業務責任者及び業務副責任者として「調理師法に規定する調理師の免状を有し、給食業務に1年以上の経験を有している者」を専任で配置できることなどを求めています。この条件で公募したところ、3者が参加申し込みをし、同じく3者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は99.0%となっております。
  
- 最後に、新型コロナワクチン接種対策室が発注した「**新型コロナワクチン集団接種の実施に伴う会場設営業務**」であります。この案件は、大館樹海ドームにおいて、延べ9万人、1回あたり数千人規模で行われる集団接種に係る会場の設営・撤去の業務を委託するものであります。会場の状況をご存知の方もいるとは思いますが、テント及び横幕の設置、受付用のテーブルやパイプイスの準備、飛沫防止用スタンド、パーテーション等の取り付け等々、備品の準備から終了後の片付けに至るまでの業務を委託するものであります。委託にあたっては、コロナ禍の中、本市に拠点を有し継続的かつ当該地での大規模イベント実行能力を有していることが必要であることから、「株式会社スペースプロジェクト大館営業所」と随意契約したものであります。落札率は100.0%となっております。なお、履行期間の途中で変更契約を締結しておりますが、これはワクチン接種対象者が12歳以上へと拡大されたことに伴う受付動線の見直し、熱中症対策を施したことによるものであります。抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員D： 有資格業者登録名簿とは具体的にどのようなものなのでしょうか。



事務局： 市に登録した業者をとりまとめたものが、有資格業者登録名簿となります。市への登録は2年ごとに手続きが必要となり、手続きにあたっては、市税等の未納がない旨の証明書や登録業種の資格許可証、建設業であれば経営審査事項の写しなど、登録に必要な書類を提出いただいております。入札に参加するための申請がこれにあたり、適正であれば登録業者となります。

委員B： 消防ポンプ自動車の購入について、契約後に製造に取りかかるという理由から、納入期限が令和4年2月28日となっているということでしょうか。

事務局： 一般的に市販されているものを購入するのではなく、契約後、設計書を作成させ製造したものを購入するという契約になります。市の要望に沿いながら、消防法の規程を逸脱することなく組み立てられていきますが、車両シャーシなどは完成されているものを使用しております。

委員B： 物品調達の予定価格は、入札後に公開しているのでしょうか。

事務局： 物品調達及び役務提供の予定価格は、入札後も公開しておりません。

委員D： 入札参加要件に関して、測量及び建設コンサルタント等業務の「花岡工業団地拡張地測量業務」には「大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと」と記載され、他の発注種別にはこの旨の記述がありませんが、違いは何でしょうか。

事務局： 担当者への確認などが必要であるので、後日、紙面にて回答いたします。

委員C： 「新型コロナワクチン集団接種の実施に伴う会場設営業務」の随意契約にあたり、当該業者を選定した理由は何でしょうか。

事務局： 新型コロナワクチン集団接種は大規模イベントの類ではありませんが、樹海ドームである規模の会場を準備・設営できるのは当該業者しかないという理由で選定しております。県内では対応可能な業者がいる可能性もありますが、コロナ禍で地域間の移動が制限される中、本市に営業所等の拠点があり、かつ樹海ドームで同規模の会場設営等に対応できる唯一の業者ということで選定しております。

委員長： 市長に対して意見を具申することができますが、何かありますか。

委員D： 先ほどの入札・契約の運用状況の時点でも確認していますが、総合病院に限らず、各種システム更新時のデータ移行不可等によるシステムの追加や経費の増加など、今後同様なことが起こることのないようお願いします。

委員長： 市においては、今委員から出された意見について、十分に配慮していくことをお願いいたします。他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

### ③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和3年度上半期の「指名停止等の運用状況について」ご説明いたします。令和3年度上半期においては、5者5件の指名停止措置を行っております。

初めに、1番の指名停止についてであります。対象業者は、東急建設株式会社東北支店です。秋田県外で請け負った建設工事において、下請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、東京簡易裁判所から労働安全衛生法違反の罪により罰金刑の略式命令を受け、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、関東地方整備局長より指示処分を受けたものであります。本事案が本市指名停止要綱の規定による「建設業法違反」に該当するものであるとして、1カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案であります。対象業者は、森松工業株式会社東北営業所です。同社の従業員が、秋田県外の建設工事において、便宜を受けた見返りに発注者の職員に金銭を手渡したとして、兵庫県警察に贈賄の容疑で逮捕されたものであります。本事案が本市指名停止要綱の規定による「贈賄」に該当するものであるとして、12カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案です。対象業者は、株式会社秋田デイックライト大館営業所です。同社の嘱託職員が、北秋田地域振興局発注の工事に関して、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたものであります。本事案が本市指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものであるとして、14カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案です。対象業者は、大館桂工業株式会社です。北秋田地域振興局発注工事2件において、他の入札参加者と入札価格に関する調整を行ったほか、初回の県の事情聴取に対し「一切の不正な行為をしていなかった」とする誓約書を提出したものであります。本事案が本市指名停止要綱の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、3カ月の指名停止措置としたものです。

最後の事案です。対象業者は、鹿島建設株式会社東北支店です。同社の元社員が、環境省発注工事において、下請業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、所得税法違反により仙台地方検察庁より起訴されたものであります。本事案が本市指名停止要綱の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、1カ月の指名停止措置としたものです。

以上が、令和3年度上半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審査をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

#### ④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、上半期において該当となる案件はありません。

また、資料等を提出しておりませんが、来年1月から令和4・5年度の業者登録の受付を開始いたします。昨年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、業者登録期間を通常2年のところを1年延長して運用を図ってまいりましたが、新たに登録することにいたしましたので、ご報告します。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。先ほど、委員から総合病院のシステム更新に関して出された意見以外で、委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

#### 4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。